

長久手市公契約条例の手引き



令和4年3月1日施行 長久手市

目次

1 条例の目的	1ページ
2 用語の定義	1ページ
3 条例の概要	1～2ページ
4 特定公契約の適用範囲	3ページ
5 労働条件報告書の提出	3～5ページ
《参考》	
長久手市公契約条例	6～7ページ
長久手市公契約条例施行規則	8ページ

1 条例の目的

この条例は、公契約に係る基本方針を定め、市及び受注者等の責務を明らかにすることにより、公共事業及び公共サービスの品質の確保及び公契約に従事する労働者等の労働環境の整備を図り、地域経済の発展及び豊かで安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

2 用語の定義

条例及び施行規則における用語の定義は、以下のとおりです。

公契約	市と締結する売買、賃借、請負その他契約
特定公契約	市に対して、労働条件報告書の提出が必要な公契約
受注者	市と公契約を締結する者
下請負者	市以外の者から公契約に係る業務の一部を受注する者
受注者等	受注者と下請負者
労働者	①労働基準法第9条に規定する労働者であって、受注者等に雇用され、公契約に係る業務に従事する者 ②自らが提供する労務の対価を得るために、公契約に係る業務を請け負い、又は受注する者

3 条例の概要

基本方針【第3条】

公契約条例の目的を達成するに当たり、次の4つの項目を基本方針とします。

- ① 入札及び契約の透明性並びに競争の公正性を確保するとともに、不正行為の排除を徹底し、適正化を図ること。
- ② 予定価格の算出、契約相手方の決定その他の入札及び契約に関する事務を適切に行い、公契約の品質及び適正な履行を確保すること。
- ③ 労働者等の適正な労働環境を確保すること。
- ④ 地域経済及び地域社会の健全な発展を図ること。

市の責務【第4条】

市は、この条例の目的を達成するため、公契約に係る施策を総合的に推進します。

受注者等の責務【第5条】

- ① 受注者等は、公契約に係る市の取組に協力するよう努めます。
- ② 受注者等は、公契約に携わる者として社会的な責任を自覚し、法令を遵守するとともに、契約を適正に履行しなければなりません。
- ③ 受注者等は、下請負者と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を締結し、適切な下請代金の支払、労働条件の確保及び安全対策の徹底に努め、もって公共事業等の良好な品質の確保に取り組まなければなりません。

市内事業者の受注機会の確保【第6条】

市は、地域経済の健全な発展並びに地域における防災の体制維持等を図るため、予算を適正かつ効率的に執行し、競争性を配慮しつつ、市内事業者の受注機会を確保するよう努めます。

適正な労働条件の確保【第7条】

- ① 受注者等は、労働基準法、最低賃金法、その他の関係法令を遵守し、適正な労働条件の確保に努めるものとします。
- ② 市は、特に必要と認める公契約について、受注者等に対し、労働条件の確保について報告を求めることができます。
- ③ 市は、前項の報告を受け、必要があると認めるときは、調査を行うとともに、受注者等に対し必要な措置をとるべき旨の指導を行うことができます。

品質の確保【第8条】

- ① 市長等は、公契約の適正な履行、公共事業等の良好な品質及び労働者の適正な賃金を確保するため、適正な積算根拠に基づき、予定価格を算出するものとします。
- ② 受注者等は、公共事業等の良好な品質の確保に努めなければなりません。
- ③ 受注者等は、公契約を履行するに当たり、適正な履行体制を確保しなければなりません。

意見聴取【第9条】

市は、公契約に関する取組を適正に行うため必要があると認めるときは、学識経験者、事業者その他関係者の意見を聴くことができます。

4 特定公契約の適用範囲

長久手市公契約条例施行規則第2条で定める契約は、条例第2条第1号に規定する公契約であって、次の各号に掲げる契約のいずれかに該当するものとします。

【特定公契約となる案件】

- ① 予定価格が2,000万円以上の工事の請負契約
- ② 予定価格が500万円以上の次に掲げる業務の委託に関する契約
 - ・ 庁舎等の清掃業務
 - ・ 庁舎等の受付案内業務及び電話交換業務
 - ・ 庁舎等の警備業務(機械警備業務は除く。)
 - ・ 給食調理等業務
 - ・ 廃棄物、資源等収集運搬業務

※ 予定価格は、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額です。

※ 長期継続契約では、予定価格を契約月数で除して得た額に12を乗じて得た額を年間の予定価格とみなして適用します。

※ 指定管理者制度による業務は含みません。

5 労働条件報告書の提出

特定公契約においては、公契約に携わる労働者等に対して、適正な労働条件が確保されているかを確認するため、受注者は市に、「労働条件報告書」(別紙1)を提出する必要があります。特定公契約に該当する契約においては、契約書に「労働条件の確保についての報告に関する特約条項」(別紙2)を添付しています。

① 提出時期及び提出先

受注者(元請負者)は労働条件報告書を作成し、契約締結日後速やかに、契約担当課(工事の場合は監督員、業務等の場合は業務主任担当者)に提出してください。

なお、業務の一部を第三者に請負又は再委託するときは、当該第三者が労働条件報告書を作成し、受注者(元請負者)が取りまとめの上、提出してください。労働環境報告書の提出は、一人親方以外のすべての事業者が対象になります。

② 報告内容の確認

提出された労働条件報告書の内容を確認し、必要がある場合は聴き取り等の調査を行う場合がありますのでご協力をお願いします。

様式第1号(第5条関係)

労働条件報告書

年 月 日

(あて先)長久手市長

受注者等 所 在 地
商号又は名称
代表者の氏名

長久手市公契約条例第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり提出します。

契約名		
記		
区 分	項 目	回答
労働条件	(1) 賃金、労働時間その他の労働条件を労働者に書面で明示していますか。	
	(2) 就業規則を作成し労働基準監督署長に届け出るとともに、作業場の見やすい場所に常時掲示するなど、法令に従った方法で労働者に周知していますか。(常時使用する労働者が10人未満の場合は「－」)	
	(3) 法定労働時間を超えて労働時間の延長又は休日労働を行わせる場合に、労働基準監督署長に時間外・休日労働協定(36協定)を届け出ていますか。(労働時間の延長・休日労働をしない場合は「－」)	
	(4) 法定の年次有給休暇を付与していますか。	
	(5) 法定三帳簿(労働者名簿、賃金台帳及び出勤簿)を整備していますか。	
安全衛生	(6) 事業場ごとに安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等を選任していますか。(常時使用する労働者が10人未満の場合は「－」)	
	(7) 機械等による負傷や粉じん等に起因する疾病などの労働災害を防止する措置を行っていますか。	
	(8) 雇入れ時及び労働者の作業内容を変更したときは、従事する業務に関する安全衛生教育を行っていますか。	
	(9) 雇入れ時及びその後1年に1回、定期に健康診断を行っていますか。	
	(10) 1年に1回、定期に心理的なストレスを把握するための検査(ストレスチェック)を行っていますか。(常時使用する労働者が50人未満で、かつ検査を行っていない場合は「－」)	
賃金	(11) 賃金を通貨で全額、労働者に直接、毎月1回以上、一定の期日に支払っていますか。(口座振込を含む。)	
	(12) 時間外労働、休日労働及び深夜業の割増賃金を法令どおり支払っていますか。	
	(13) 愛知県の地域別最低賃金以上の賃金を支払っていますか。	

※ 「回答」欄に「○」または「×」を、該当しない場合は「－」を記入してください。

注 1 対象とする労働者の範囲:本契約案件における業務に従事する者

2 受注者等が業務の一部を第三者に請負又は再委託するときは、当該第三者が報告書を記載した上で、受注者を取りまとめて提出してください。

労働条件の確保についての報告に関する特約条項

(総則)

第1条 この特約条項は、市と受注者との契約に長久手市公契約条例（令和3年長久手市条例第21号）第7条に定める労働条件の確保についての報告を適用するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

2 この特約条項は、この特約条項が添付される契約と一体を成す。

(労働条件報告書の提出)

第2条 受注者は、本契約の履行における自ら使用する労働者に係る労働条件報告書を作成し、この契約締結後速やかに市に提出しなければならない。

2 受注者は、本契約に係る業務の一部を第三者に請負又は再委託するときは、当該第三者に対し、労働条件報告書を作成させ、請負又は再委託に係る契約締結後速やかに受注者に提出させ、それらを取りまとめて、市に提出しなければならない。

3 受注者は、受注者から業務を請負又は再委託された下請負者が本契約に係る業務の一部を第三者に請負又は再委託するときは、当該下請負者に対し、労働条件報告書を当該第三者に作成させ、請負又は再委託に係る契約締結後速やかに当該第三者から当該下請負者を通じて受注者に提出させ、それらを取りまとめ、市に提出しなければならない。

なお、数次にわたって請負又は再委託に係る契約が締結されるときも同様に取り扱うものとし、受注者は、労働条件報告書を全ての下請負者から受注者に提出させるものとする。

長久手市公契約条例

(目的)

第1条 この条例は、公契約に係る基本方針を定め、市及び受注者等の責務を明らかにすることにより、公共事業及び公共サービス（以下「公共事業等」という。）の品質の確保及び公契約に従事する労働者等の労働環境の整備を図り、もって地域経済の発展及び豊かに安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約市が締結する売買、賃借、請負その他の契約をいう。
- (2) 受注者等市と公契約を締結する者及び市以外の者から公契約に係る業務の一部を受注する者をいう。
- (3) 労働者等次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）であって、受注者等に雇用され、公契約に係る業務に従事する者
 - イ 自らが提供する労務の対価を得るために、公契約に係る業務を請け負い、又は受注する者
- (4) 市内事業者市内に本店を有する事業者

(基本方針)

第3条 公契約に係る基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 入札及び契約の透明性並びに競争の公正性を確保するとともに、不正行為の排除を徹底し、適正化を図ること。
- (2) 予定価格の算出、契約相手方の決定その他の入札及び契約に関する事務を適切に行い、公契約の品質及び適正な履行を確保すること。
- (3) 労働者等の適正な労働環境を確保すること。
- (4) 地域経済及び地域社会の健全な発展を図ること。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、前条に規定する基本方針の下に、公契約に係る施策を総合的に推進するものとする。

(受注者等の責務)

第5条 受注者等は、公契約に関する市の取組に対し協力するよう努めなければならない。

- 2 受注者等は、公契約に携わる者として社会的な責任を自覚し、法令を遵守するとともに、公契約を適正に履行しなければならない。
- 3 受注者等は、下請負者と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を締結し、適切な下請代金の支払、労働条件の確保及び安全対策の徹底に努め、もって公共事業等の良好な品質の確保に取り組まなければならない。

(市内事業者の受注機会の確保)

第6条 市は、地域経済の健全な発展並びに地域における防災の体制維持及び向上を図るためには、市内事業者の持続的発展が不可欠であることを鑑み、予算の適正かつ効率的な執行に留意の上、競争性に配慮しつつ、市内事業者の受注の機会を確保するよう努めるものとする。

2 受注者等は、公契約に係る業務について、下請負者を選定するとき、又は資材等を調達するときは、市内事業者の積極的な活用に努めるものとする。

(適正な労働条件の確保)

第7条 受注者等は、労働基準法、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他の関係法令を遵守し、適正な労働条件の確保に努めるものとする。

2 市は、特に必要と認める公契約について、受注者等に対し、労働条件の確保について報告を求めることができる。

3 市は、前項の報告を受け、必要があると認めるときは、調査を行うとともに、受注者等に対し必要な措置をとるべき旨の指導を行うことができる。

(品質の確保)

第8条 公契約の締結に当たっては、その性質及び目的を踏まえた適正な契約方法をとるとともに、品質、価格、履行期間その他契約条件が適正なものとなるよう努めなければならない。

2 市は、公契約の適正な履行、公共事業等の良好な品質及び労働者等の適正な賃金を確保するため、適正な積算根拠に基づき、予定価格を算出しなければならない。

3 受注者等は、公契約の履行に当たっては、適正な履行体制を確保し、公共事業等の良好な品質の確保に努めなければならない。

(意見聴取)

第9条 市は、公契約に関する取組を適正に行うため必要があると認めるときは、学識経験者、事業者その他関係者の意見を聴くことができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年3月1日から施行し、同日以後に公告その他の申込みの誘引が行われる公契約について適用する。

長久手市公契約条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長久手市公契約条例（令和3年長久手市条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(労働条件の確保について報告を求める公契約)

第2条 条例第7条第2項に規定する報告を求めることができる公契約は、次のいずれかに該当するものとする。この条において予定価格は消費税及び地方消費税相当額を含まない額とする。

(1) 予定価格が2,000万円以上の工事の請負契約

(2) 予定価格が500万円以上の次に掲げる業務の委託に関する契約

ア 市の事務又は事業の用に供する建物及びその敷地（以下この号において「庁舎等」という。）の清掃業務

イ 庁舎等の受付案内業務及び電話交換業務

ウ 庁舎等の警備業務（警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第5項に規定する機械警備業務を除く。）

エ 給食調理業務

オ 廃棄物、資源等収集運搬業務

2 前項第2号の予定価格は、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 契約期間が1年以下の契約 予定価格の額

(2) 契約期間が1年を超える契約 予定価格を契約月数で除して得た額に12を乗じて得た額

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年3月1日から施行し、同日以後に公告その他の申込みの誘引が行われる公契約について適用する。

【問合先】

長久手市総務部行政課契約検査係

電話 0561-56-0605(直通)

メール gyosei@nagakute.aichi.jp